

市・県民税

納税通知書を発送

令和5年度(令和4年分所得)の市・県民税が課税される人へ、所得金額や税額、納期限などを記載した納税通知書(税額決定通知書)を6月中旬に送付します。

◆給与所得者に係る市・県民税の特別徴収

給与所得者は、一定の要件に該当する人を除き、特別徴収(給与からの天引き)による納付になります。

給与支払者(事業主)を経由して、「特別徴収税額の決

定・変更通知書」が届きます。

◆市・県民税が課税されない人

《均等割・所得割が課税されない人》

次の①または②に該当する人

①生活保護法により生活扶助を受けている

②障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で、令和4年中の所得が135万円以下

《均等割が課税されない人》

令和4年中の所得が次の計

算式で計算した金額以下の人
 【計算式】28万円×(同一生計配偶者および扶養親族の数+1)+26万8000円

※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は38万円
 《所得割が課税されない人》

令和4年中の所得が次の計算式で計算した金額以下の人

【計算式】35万円×(同一生計配偶者および扶養親族の数+1)+42万円

※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は45万円

◆無収入などで未申告の人

令和4年中に高齢や無職などにより所得がなかった人、扶養されていた人、生年月日が平成16年4月1日以前の学生なども申告書を税務課(市役所1階)まで提出してください。申告書は各種税務証明書などの基礎資料になります。

◆減免制度

生活困窮や災害など、一定の基準に該当する場合は、市・県民税が減免されます。減免を受けるためには納期限までに申請が必要です。左記までご相談ください。

問 税務課市民税班

☎73・0087

国民健康保険税の改正

限度額と軽減基準額を引き上げ

国の法令改正に合わせ、本市でも国民健康保険税の改正を行いました。

納税通知書は6月中旬に送付します。

◆賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税には課税の上限度額(賦課限度額)が定められています。今回の改正では、後期高齢者支援金分の上限額を2万円引き上げました(Ⅱ左図1)。

◆軽減判定基準額の引き上げ

国民健康保険加入世帯の場合

◆減免制度

災害や生活困窮など一定の基準に該当する場合は、国民健康保険税が減免されます。納期限までに左記までご相談ください。

問 税務課市民税班

☎73・0087

◆主な改正点

①令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられたに伴い、非課税判定における未成年者の年齢が、賦課期日(1月1日)時点で、20歳未満の人から18歳未満の人に引き下げられます。

※令和5年度課税の場合、生年月日が平成17年1月3日以降の人が未成年者に該当。18歳未満であっても、婚姻している人は成年者とみなされます。

②住宅ローン控除の適用期間が4年間延長され、令和7年12月31日までに入居した人が対象となりました(特例の適用には入居日の他に一定の要件があります)。

③スイッチOTC医薬品(薬局やドラッグストアで購入できる市販の医薬品) 購入費を支払った場合の医療費控除特例であるセルフメディケーション税制の適用期間が令和9年度まで5年間延長されました。

※その他の改正点や詳細については、納税通知書に同封するリーフレットまたは市ホームページをご覧ください。

◆図1 賦課限度額の引き上げ

医療分	65万円 → 65万円
後期高齢者支援金分	20万円 → 22万円 (+2万円)
介護分	17万円 → 17万円
賦課限度額	102万円 → 104万円 (+2万円)

◆図2 軽減判定基準額の引き上げ

《5割》
 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
 +
 {(国保加入者+特定同一世帯所属者) × 29万円} 以下
 「28万5000円」→「29万円」に引き上げ ↑

《2割》
 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
 +
 {(国保加入者+特定同一世帯所属者) × 53万5000円} 以下
 「52万円」→「53万5000円」に引き上げ ↑

公民館講座受講生を募集

公民館講座（6月募集）の受講生を6月25日（日）まで募集します。

◆こども造形教室

透明なビニール傘に水性のペンで絵を描き、オリジナルパラソルを作ります。

日時：7月1日（土）10時30分～11時30分

対象：5歳～高校生世代
定員：20人（申し込み順）
費用：500円（材料費）

※汚れてもよい服装で参加し

てください。小学生以下は保護者同伴。

◆親子やさしいパンづくり教室

小麦粉、水、塩、イーストを材料に、クリーン（質素）な食事パンを作ります。

日時：7月23日（日）13時30分～16時30分

対象：小学生以上の児童・生徒と保護者

定員：親子4組

費用：500円（材料費）

◆ヨガを身近に！はじめてのヨガ教室

人間本来の正しい姿勢を目指して、楽しく体を動かします。

日時：7月30日（日）10時～11時30分

対象：小学生以上

定員：20人（申し込み順）

費用：無料

◆はじめてのスマホ教室

スマートフォンの基本操作とスマートフォンを使ってできる健康管理について学びます。

日時：7月14日（金）午前の部 10時30分～12時30分
午後の部 14時30分～16時30分

対象：18歳以上

定員：各回15人（申し込み順）

費用：無料

※貸し出し機を使用。

◆申し込み

6月25日（日）までに左記まで。電話での仮申し込みも受け付けますが、受付期間内に申込書の提出が必要です。

申込 八日市場公民館

☎72・0735

中学生による 児童の帰宅呼び掛け

市では、防災行政無線を通じて中学生の声による「子どもたちへの帰宅の呼び掛けと地域の皆さんへの見守りをお願いする放送」を行っています。6月～9月は、野栄中学校3年の後藤優奈さん（=写真）が担当します。放送時間は、16時30分です。



問 総務課消防防災班 ☎73-0084

6月～9月の放送担当紹介

情報公開制度と個人情報保護制度 令和4年度の実施状況

情報公開制度と個人情報保護制度の令和4年度の実施状況を公表します。

◆情報公開制度

条例に基づき市の保有する公文書を開示する制度です。

このうち、「開示請求」とは市民から、「開示申出」とは市民以外の人からの請求によるものをいいます。

開示請求：2件（開示決定2件）

◆個人情報保護制度

市の保有する個人情報の開示などを当該本人に対して行う制度です。

開示請求：3件（開示決定2件、部分開示決定1件）
審査請求：1件（審査中1件）

問 総務課庶務班

☎73・0084

中学生社会体験を再開

社会体験の受け入れにご協力を

市内3中学校では、2年生を対象にした社会体験（職業体験）学習の実施を予定しており、本学習に協力いただける事業所を随時募集しています。受け入れが可能な事業所は、下記までご連絡ください。



この取り組みは、中学生が実際に店舗などの事業所で接客などに携わり、作業内容の他、あいさつや礼儀などの指導を受けるもので、未来を担う子どもたちにとって、将来の生き方や職業観を学べるなど、学校生活の中だけでは得られない素晴らしい学習の場となっています。

令和2年度からはコロナ禍で実施を見送ってきましたが、今年度は265人が参加し、9～11月に社会体験学習を行う予定です。

問 匝瑳市中学生社会体験推進協議会事務局（学校教育課内） ☎73-0094